

危険物新聞

大阪府危険物取扱者試験

合格発表 4月5日

甲種 896名、乙種 4947名受験

大阪府では昭和51年度危険物取扱者試験を3月13日、近畿大学で実施した。

合格発表は4月5日で、合格者には5月10日免状が交付される。

受験者は甲種896名、乙種第4類4947名で前年同期とほぼ同じであった。

なお今回の合格者から免状交付手数料が値上げされる。

次は6月頃

次期試験は4月に予定されている大阪府危険物取扱者試験委員会での計画発表をまたないと判らないが、例年の試験実施状況から6月か7月に行われるものとみられる。

許可、変更、受験は倍額に 手数料大巾アップ

既報のとおり政省令の改正に伴い、各種手数料が

第279号

発行所 大阪府危険物品協会連合会

発行人 川井清治郎

大阪市西区西長堀北通1丁目

四つ橋ビル8階

TEL (531) 9717.5910

定価 1部 30円

別掲のように大巾に値上げされることになった。

許可、完成検査、受験手数料保安講習受講各手数料が2倍に、免状交付、書替手数料が50%アップとなり、又保安技術協会に依託する特定屋外タンクの各種手数料が、設置で49万円から最高99万円となつた。

Mr.dangerous #47
by せのり



なんで
いつも僕だけ
残されなんならん
のや!



消防機器の

トップ・メーカー



消防自動車から消火器まで

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区小路東5-5-20

☎ 06 (751) 1351 (大代表)



最近における危険物関係法令の 改正要旨について

大阪市消防局予防部危険物課長 中田 傅

1. はじめに

昨年5月29日に消防法の一部改正が行なわれて、完成検査前検査（法11条の2）危険物保安技術協会への審査委託（法11条の3）保安義務検査（法14条の3）危険物保安技術協会（法16条の10～49）等が新たに設けられたことは既にご承知のことと思います。これらはいずれも昭和49年末に発生した水島事故の教訓すなわち

- (1) 屋外タンクの本体構造、基礎及び地盤等の強化
- (2) 防油堤構造の強化
- (3) 屋外タンクの検査体制の確立

を具体化するために打出された一連のもので、去る2月初旬省令の一部改正が行なわれて昨年の法改正に関連する詳細な内容が定められました。ここで参考までに水島事故以後の主要な法令改正（関連通達を含む）を表にあらわすと別表のようになります。この表を見ておわかりのように当初通達によって点検の実施やその措置対策が示されたものが順次法令化されてきたわけです。今回の政省令改正で一応法令化すべきものの作業は終ったということですがこれらの運用基準の通達については現在（3月11日）のところまだ示されていないので詳細をお示することはできませんが現時点における当局の考え方についてご説明することとします。

2. 完成検査前検査（法11条の2）について

第1項の対象となるものは令8条の2によって2月15日以降における液体危険物タンクの設置又は変更をする場合で1,000kℓ以上のもの（以下特定屋外タンク貯蔵所といいます）については基礎、地盤及び本体（水張圧、溶接部）の検査を、1,000kℓ未満のものについては水張圧の検査（従来どおり）を受けなければなりません。この検査を受けようとする者は規則6条の4に定める様式により6条の5に定める時期に市町村長等に申請することとされています。

3. 保安義務検査（法14条の3）について

第1項の対象となるものは容量10,000kℓ以上の特定

屋外タンク貯蔵所で、10年ごと（9年～11年）に検査を受けることとなります。なおこのタンクについては法14条の3の2にもとづく定期自主点検（内部点検）を規則62条の5第2号によって5年（事情により2年延長できる）ごとに行なわなければならないことにもなっていますので結局10,000kℓ以上のものは自主点検と保安義務検査がおおむね5年ごとに交互に行なわれることとなるわけです。

・検査内容は溶接部検査と底板板厚測定です。

一方、第2項の対象となるものは特定屋外タンク貯蔵所で直径の100分の1以上の不等沈下を生じたとき、あるいは規則62条の2に定める事由、具体的にいいますと

- (1) 油もれなどの災害が生じたとき
- (2) 自主点検で開放したときに同時に保安義務検査を受けておこうとするとき

(3) 油種変更などによってクリーニングした時を利用して保安義務検査を受けておこうとするときなどの事由が生じたとき受けることとなります。なおこのタンクにつきましても10年ごとに内部を点検する自主点検は必要とされています。検査内容は第1項と同じで溶接部検査と底板板厚測定です。また底板板厚測定の方法等については通達で追って示されることとなっています。

4. 危険物保安技術協会への委託（法11条の3、14条の3第3項）について

この協会は法第3章の2（16条の10～49）の規定によって設立され本年2月15日から正式発足したもので市町村長等の委託に基づき特定屋外タンク貯蔵所の本体構造・基礎・地盤に関する計画の審査、基礎・地盤・溶接部の完成検査前検査及び保安義務検査における溶接部検査を行なうことを当面の主たる目的としています。今回の政省令改正によって特定屋外タンク貯蔵所の本体構造・基礎・地盤及び試験の基準などが詳細に規定されました（令11条1項3号の2、4号、4号の2、規則20条の2～10、告示4条の3～23）が、いずれも高度な技術的判

断を必要とする内容であるところから、市町村長等の行なう許可事務を補完するために設けられたものであり、公正、中立かつ能率的であることが極めて大切なところから自治大臣の厳しい監督のもとに運営されます。委託は市町村長等と協会との間で行なわれるもので事業所が直接行なうものではありません。

5. 通達の取扱いについて

(1) 別表の番号5の通達（屋外タンク貯蔵所の規制に関する運用基準等について）は政省令が改正されるまでの間について運用することになっていましたので今回の改正により自動的に失効となります。次に掲げる事項については現在まだ法令等で明確に示されていませんので当局では当分の間は参考資料として運用することとしています。

- ア タンク冷却用散水設備に関する運用指針
- イ 「屋外タンク貯蔵所の技術上の基準に関する運用指針」のうち次のもの
 - (ア) 防油堤構造（図例も含む）
 - (イ) 危険物事業所から危険物の流出防止措置
 - (ウ) 消火設備
 - (エ) 代替措置に関する事項（保安距離に関する部分を除く）

なお、この通達に関する当局で定めた運用指針細目のうち参考資料とするものは次のとおりです。

- | | |
|-------------------|---------|
| (ア) 防油堤とタンクとの間隔 | (3) |
| (イ) 構内道路との位置関係 | (5-(1)) |
| (ウ) 防油堤の構造基準 | (6) |
| (エ) 仕切堤の基準 | (7) |
| (オ) 防油堤及び仕切堤の保護措置 | (8) |
| (カ) 弁の開閉装置等 | (9) |
| (キ) 堤内出入階段 | (10) |
| (ク) 代替措置に関する事項 | (1) |

(ケ) 既設防油堤に接して新設防油堤を設置する場合の基準

(2) 別表の番号3の通達（屋外タンク貯蔵所の保安点検等に関する基準について）については次の事項が参考資料とされます。

ア 非破壊試験等の方法

イ 既設タンクの底部の厚み検査合格基準

ウ 法14条の3の2に基づく内部開放点検時に行なうべき試験

エ 不等沈下タンクを基礎修正した場合の必要試験

(3) 別表の番号9の通達（20号タンクの防油堤）は、今回の政省令改正により失効となり規則13条の3によることになりましたが本件については経過措置がないため2月15日即日施行となります。しかしこれらの運用基準が追って国から示される予定となっていますので暫くの間はその措置をお待ち願いたいと思います。

(4) 容量1,000kℓ未満のタンクの取扱いについて別表の番号5の通達を運用するために、当局が先に示しました方針では、1,000kℓ未満のタンクは1,000kℓ以上のタンクの構造に関する各指針に準ずるものとし、施工計画書及び施工管理記録等については1,000kℓ以上のタンクと同様の指導をすることとしていましたが、これも今回の改正により失効となりましたので、国から方針が示されるまでの間は、タンクの規模等に応じ、特定屋外タンク貯蔵所の基準を参考に安全性を検討のうえ設計施工していただくこととしています。

6. あとがき

以上、最近行なわれた法令改正の要旨とその運用について述べましたが、問題点も数多くある現状ですので、事業所におけるこの方面的措置対策については事前に所轄消防署に十分ご相談いただきますよう特にお願いしておきまや。

保安用品と消火装置

総合防火商社



株式
会社

マルナカ

大阪市北区豊島町25 TEL 371-7777(代)

支店 東京・神戸

(別表)

49.12~52.2 危険物関係法令改正経過

番号	法令別	公布年月日	施行年月日	条 項	主 な 内 容
1	通達	49. 12. 28			屋外タンク貯蔵所に対する点検等について
2	通達	50. 1. 23			屋外タンク貯蔵所に対する点検結果に伴う措置について
3	通達	50. 5. 20			屋外タンク貯蔵所の保安点検等に関する基準について
4	法	50. 12. 17	51. 6. 15	11条2項 12条の7 14条の3の2 16条の3 39条の2、3	許可要件の増加 危険物保安統括管理者 定期自主点検の義務づけ 危険物流出時の応急措置実施命令 危険物流出についての処罰規定
5	通達	51. 1. 16			屋外タンク貯蔵所の規制に関する運用基準等について
6	規則	51. 3. 31	(適用の) 特例あり 51. 4. 1	22条	防油堤の基準強化
	告示	51. 3. 31	51. 4. 1	4条の2、68条の3、4	防油堤の容量計算など
7	法	51. 5. 29	52. 2. 15	11条の2 11条の3 14条の3 16条の10~49	完成検査前検査 危険物保安技術協会への委託 保安義務検査 危険物保安技術協会
8	政令	51. 6. 15	51. 6. 16	8条の5、11条1項1号の2 同15号、30条の3、38条、15 条、19条の3、22条2項7号 47条の4~6、62条の4~8	50. 12. 17法改正の関連
	規則	"	"	68条の2、69条	} 屋外タンク保安距離強化
	告示	"	"		} "保有空地強化" など
9	通達	51. 8. 3			危険物の規制に関する政令第9条20号イの屋外にあるタンクの防油堤に関する運用について
10	通達	51. 10. 30			既設の屋外貯蔵タンクの設置位置に新たに屋外貯蔵タンクを設置する場合の取扱いについて
11	政令	52. 2. 1	52. 2. 15	8条の2、8条の2の3、8 条の4、11条1項3号の2、4 号、4号の2、40条、4条、 6条の2~5、20条の2~10 62条の2、62条の5	51. 5. 29法改正の関連
	規則	52. 2. 10	"	4条の3~23	} 屋外タンク基礎、地盤、本体の構造
	告示	"	"		} 試験基準、手数料など
	規則	"	"	13条の3	20号防油堤

<注> 法…消防法 政令…危険物の規制に関する政令 規則…危険物の規制に関する規則
 告示…危険物の規制に関する技術上の基準を定める告示 }をいう。

危険物の範囲に関する運用基準(大阪市)

=その3=

危険物の範囲について、大阪市では51.12.3付で運用基準を改正した。これは国の基準が明確になるまでの暫定措置で、本紙1月号、2月号に続き掲載する。

別 表

品 目	塗 料 類 等 の 原 料							備 考
	乾性油等	ニトロセルローズ	瀝青質	樹脂	顔料	溶剤	乾燥剤等	
ボイール油	85以上					○	○	
油ワニス	10〃			10以上		60未満	○	(ア)
油性下地塗料	1〃			5〃	40以上	30〃	○	(イ)
油エナメル	1〃			15〃	1〃	55〃	○	(ウ)
合成樹脂クリヤー塗料				15〃		80〃	○	(エ)
合成樹脂エナメル塗料				5〃	1〃	60〃	○	(オ)
油性フェノール樹脂ワニス	1以上			25〃		50〃	○	(カ)
酒精塗料				25〃		75〃	○	(キ)
硝化綿クリヤーラッカー		1以上 25未満		5〃		80〃	○	
硝化綿ラッカーエナメル		1以上 20未満		5〃	1〃	70〃	○	(ク)
硝化綿下地塗料		1以上 20未満		5〃	10〃	60〃	○	(ケ)
瀝青ワニス	○		30以上	○		60〃	○	(コ)
アスファルトプライマー			40〃	○	○	60〃		(サ)
石油系シンナー						100		(シ)
酒精系シンナー						100		(ズ)
ラッカーシンナー						100		(セ)
リターダーシンナー						100		(リ)
合成樹脂塗料シンナー						100		(タ)
液状ドライヤー	○					○	10以上	(チ)
剝離剤				○		○	○	(ヅ)
グラビア印刷インキ	○	○	○	○	○	80未満	○	(テ)
絶縁ワニス	○		○	20以上		○	○	(ト)
絶縁ワニス用アルコール系シンナー						100		(ケ)
絶縁ワニス用石油系シンナー						100		(ニ)

注1 ○印は、含有量をとくに定めないもの(含有量が零のものを含む)。

注2 空欄は、当該原料を含まないもの。

備 考

(ア) 油性フェノール樹脂ワニスに該当するものを除く。

(イ) 素材へ直接に塗装して金属に防錆性を与えたる、素材との密着性を向上させるために用いられるもの(「オ

「オイルプライマー」という。) 及び上塗り塗料の流動性を高める等、表面調整用に使用されるもの(「オイルサーフェーサー」という。)をいう。ただし、調合塗料に該当するものは除く。

なお、素地表面の凹凸や、オイルプライマー、オイルサーフェーサーなどで調整できない深いきずなどを修正するために用いられるもの(「オイルパテ」という。)は当該塗料に含まない。

(イ) 油性下地塗料及び調合塗料に該当するものは除く。

(ロ) 樹脂は合成樹脂(フェノール樹脂は除く。)に限り、溶剤は第1石油類、第2石油類又はこれらに類似する引火性液体を主成分としたもの。

なお、酒精塗料に該当するものを除く。

(ハ) 樹脂は合成樹脂に限り、溶剤は第1石油類、第2石油類又はこれらに類似する引火性液体を主成分としたもの。

(カ) 樹脂は、ロジン変性フェノール樹脂又はアルキルフェノール樹脂等の油溶性のフェノール樹脂に限る。

(キ) 樹脂はアルコール可溶性のもので、溶剤はアルコールの成分を90重量パーセント以上含むもの。

(ク) 硝化綿下地塗料に該当するものは除く。

(ケ) 素材との密着性を向上させるために用いられるもの(「ラッカープライマー」という。)及び表面調整用に使用されるもの(「ラッカーサーフェーサー」という。)をいう。

なお、素地表面の凹凸や、ラッカープライマー、ラッカーサーフェーサーなどで調整できない深いきずなどを修正するために用いられるもの(「ラッカーパテ」という。)は、当該塗料に含まない。

(コ) アスファルトプライマーに該当するものは除く。

(サ) 素材との密着性を向上させるために用いられるもの。

(シ) 溶剤は、炭化水素の成分が90重量パーセント以上の

もの。

なお、ラッカーシンナー又はリターダーシンナーに該当するものは除く。

(ス) 溶剤は、アルコール成分が90重量パーセント以上のもの。

なお、ラッカーシンナー又はリターダーシンナーに該当するものは除く。

(セ) 硝化綿クリヤーラッカー、硝化綿ラッカーエナメル又は硝化綿下地塗料を希釈するためのものであり、分留試験についてはJIS K5538に適合するもの。

(ソ) 硝化綿クリヤーラッcker、硝化綿ラッカーエナメル又は硝化綿下地塗料の塗装の際に、その塗膜の白化を防ぐためのものであり、分留試験についてはJISK5539に適合するもの。

(タ) 石油系シンナー、酒精系シンナー、ラッカーシンナー及びリターダーシンナーに該当しないもので、合成樹脂クリヤー塗料又は合成樹脂エナメル塗料の希釈に用いるもの。

(ナ) 塗料の酸化乾燥を促進するためのもので、乾燥剤等は乾燥剤を主成分とする。

(ハ) 塗膜を剥離するために用いるもので、溶剤は第1石油類、第2石油類又はこれらに類似する引火性液体を主成分としたもの。

(カ) グラビア印刷の用に供するもの。

(キ) JIS C 2352及びJIS C 2356は除くこと。

(コ) 絶縁ワニスの希釈に用いるもので、アルコールの成分が90重量パーセント以上含むもの。

(サ) 絶縁ワニスの希釈に用いるもので、炭化水素の成分が90重量パーセント以上含むもの。

付 則

この基準は訓令の日から施行する。

<本件完>

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置

防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置

泡・ガス・エアーホーム消火装置

} YMオートアンロック

YM式オートアンロック西日本総括
齐田式救助袋 近畿地区
日本ドライケミカル(株)
ヤマト消火器(株)

} 代理店

株式会社
三和商会
TEL 06 (443) 2456

危険物取扱者、受験、免状関係手数料

区分	受 驗	免 状 交 付	書 替	再 交 付	保 安 講 習 受 講
甲 種	3,000円				
乙 種	2,000円	1,200円	300円	600円	1,600円
丙 種	1,600円				

仮貯蔵仮取扱、仮使用承認手数料

仮 貯 蔵、仮 取 扱	2,000円	仮 使 用 承 認	2,000円
-------------	--------	-----------	--------

平野消防署発足

大阪市では分区による新消防署の設置準備をすすめていたが、このほど市内25番目の消防署として庁舎も完成、2月17日から事務をはじめた。

新しい消防署は、平野区平野南1丁目2にあり、新署長は今西俊之、副署長、南浦博美、司令、市道精一、西浦義明の各氏である。

大阪市危険物安全協会に改称

大阪市危険物品協会では4月1日から会名を大阪市危険物安全協会に改称する。

旧名の『危険物品』は戦前協会設立時の法令が危険物品取締規則ということからつけられたもので、現行法では『危険物』となっており、また他府県連合会、全国連合会の名称にあわせるために改称された。

安全な社会環境づくりに奉仕する

近代社会の繁栄は
産業・文化の発展に
支えられたものであると同時に
<防災>によって支えられたもの。
防災事業が果たす役割とは——
『ハツタの自覚』の原点。

消火器・消火装置の総合メーカー

株式会社 初田製作所

本社・工場

大阪府枚方市招提田近3-5 TEL 573
電話 0720-56-1281(代)

大阪営業所 電話 06-473-4821~4
埠出張所 電話 0722-21-3444



YAMATO

業界のトップメーカー/最高の品質をお届けします

消火器・消火装置・警報装置・避難設備

信頼のヤマト

APC中央管制システム
各種消火器
消火栓設備

スプリンクラー設備
水噴霧消火設備
ドレンチャー設備

連結給水設備
連絡送水管
粉末消火設備

タンバク泡消火設備
プロフォーム消火設備
ライドウォーター消火設備

二酸化炭素消火設備
ハロゲン化物消火設備
自動火災警報設備

漏電火災警報器
非常放送設備
救急袋 運送機
誘導灯 誤導標識

拘束装置
自動昇降梯子
消防栓
吸油剤
流出油処理剤

■防災のシステムメーカー

ヤマト消火器株式会社

大阪市東成区深江北1-7-11 TEL 06-976-0701代

設置申請、完成検査、構造設備変更許可申請、変更による完成検査手数料(移送取扱所を除く)

区分		設置許可申請	設置許可申請による完成検査	変更許可申請	変更許可申請による完成検査
製造所 一般取扱所	10倍以下	12,000円	6,000円	6,000円	3,000円
	10倍超 50倍以下	16,000	8,000	8,000	4,000
	50倍〃 100倍以下	20,000	10,000	10,000	5,000
	100倍〃 200倍以下	24,000	12,000	12,000	6,000
	200倍〃	28,000	14,000	14,000	7,000
屋内貯蔵所	10倍以下	6,000	3,000	3,000	1,500
	10倍超 50倍以下	8,000	4,000	4,000	2,000
	50倍超	12,000	6,000	6,000	3,000
地下タンク貯蔵所	100倍以下	8,000	4,000	4,000	2,000
	100倍超	12,000	6,000	6,000	3,000
屋内タンク貯蔵所		8,000	4,000	4,000	2,000
簡易タンク貯蔵所		4,000	2,000	2,000	1,000
移動タンク貯蔵所		8,000	4,000	4,000	2,000
屋外貯蔵所		4,000	2,000	2,000	1,000
給油取扱所		16,000	8,000	8,000	4,000
販売取扱所		8,000	4,000	4,000	2,000
屋外タンク貯蔵所 (特定屋外タンク) (は別掲)	100倍以下	6,000	3,000	3,000	1,500
	100倍超10,000倍以下	8,000	(A) 4,000	(B) 4,000	(C) 2,000
	10,000倍超	12,000	6,000	6,000	3,000

特定屋外タンク貯蔵所(1000 kℓ以上)の各種手数料

区分	設置許可申請	完成検査	(※2) 〔上表B〕 変更許可申請	完成検査	完成検査前検査	
					(※4) 基礎地盤検査	(※5) 溶接部検査
1,000kℓ以上 5,000kℓ未満	49万円		24万5千円		25万円	30万円
5,000kℓ〃 10,000kℓ〃	59万円		29万5千円		34万円	38万円
10,000kℓ〃 50,000kℓ〃	66万円	(※1)	33万円	(※3)	43万円	57万円
50,000kℓ〃 100,000kℓ〃	86万円	〔上表A〕	43万円	〔上表C〕	56万円	79万円
100,000kℓ〃	99万円		49万5千円		63万円	99万円

<注> ※1 特定以外の屋外タンク貯蔵所とみなした額。

※2 タンク本体、基礎、地盤の変更は本欄の額、それ以外の変更は特定以外の屋外タンク貯蔵所とみなした額。

※3 特定以外の屋外タンク貯蔵所とみなした額。

※4 ※5 変更許可による基礎地盤、溶接部検査は、この表の2分の1の額。

完成検査前検査手数料(※6)

区分	水張検査	区分	水圧検査	
各種貯蔵タンク	10kℓ以下	2,000円	600ℓ以下	2,000円
	10kℓ超1,000kℓ以下	4,000円	600ℓ超10,000ℓ以下	4,000円
	1,000kℓ〃 2,000kℓ以下	6,000円	10,000ℓ〃 20,000ℓ以下	6,000円
	2,000kℓ〃	6,000円に1,000kℓ 又はその端数を増すごとに2,000円増	20,000ℓ〃	6,000円に10,000ℓ 又はその端数を増すごとに2,000円増

<注> ※6 変更許可による水張検査、水圧検査も同額